

第16回福島県東日本大震災復旧・復興本部会議

○日 時：平成24年10月29日（月）9：40～10：23

○場 所：第一特別委員会室

○内 容

（内堀副知事）

ただ今から、福島県東日本大震災復旧・復興本部会議を開催します。

はじめに、「津波被災地域における復興状況」について、相双地方本部長、そしていわき地方本部長から説明をお願いします。まず、相双地方本部長から。

（1）津波被災地域における復興状況について

相双地方振興局長：

「資料1」1ページ。

相馬市、新地町は、原子力発電所事故の影響が比較的少ないということで、復興に向けて一步先に進んでいるが、その状況について報告。

インフラの復旧状況について、4点。

- ・東北中央自動車道については、昨年着工し、概ね10年で完成。
- ・相馬港については、27年度までに完成の予定。
- ・JR常磐線については、県から4名の職員を駐在させ、JR東日本と新地町と8名のチームを組んで、29年春の運転再開に向けて進めている。
- ・常磐自動車道は、相馬以北について従来の予定どおり26年度に開通予定。警戒区域内においても、先頃ネクスコの方から説明があったが、26、27年度に全線が繋がると期待している。

「資料1」2ページ。相馬市の現状

復興住宅の整備が進んでいる。高齢者向け住宅が2棟完成、2棟着工済みであり、住宅団地については、3地区が着工済みであり、26年度までに完成させたい。

水産業の再開については、現在10魚種について試験操業を進めている。10月には相馬沖まで海域を拡大し、いずれも放射性物質不検出となっている。東京、名古屋方面にも出荷されている。

松川浦漁港について、漁港施設は25年度、海岸施設は27年度完成ということで進めている。

災害廃棄物処理状況について、相馬市の仮置場への回収は、ほぼ済みであり、可燃物の焼却は、相馬市と新地町が共同で、国の代行により処理することとされており、来年年明けに工事が完了、26年3月には本格的に稼働したい。

除染について、伊達市と隣接する玉野地区から除染を開始しており、仮置場を光陽地区産業廃棄物埋立処分場の一角に設置。

相馬市の問題として、技術系職員の不足、いろいろな事業を進めていくうえでの用地取得の心配、盛土用の土、建設資材、作業員の不足などが懸念されている。

「資料1」3ページ。新地町の現状

防災集団移転促進事業が進んでいるが、新地町の特徴として、全てが戸建て。8地区を7団地に集約し、27年度までに移転したい。

従来から進めていた工業団地の造成が中断していたが、新地 I C 周辺の譲渡した県有地に南工業団地を来年度に分譲すべく着工。

相馬共同火力発電所の新地発電所の 1 号機・2 号機が発電を再開。

災害廃棄物については、金属や瓦礫の中間処理が 6 割進んでいる。可燃性を相馬市と共同で焼却処理していく。

釣師浜については、漁港施設は 25 年度、海岸施設は 27 年度完成ということで進めている。

課題としては、職員の不足、事業が進むと農地転用、土地利用関係で事務系の職員も不足してくる。

知事：

8 人のチームはどういうチームか。

相双地方本部長：

県が 4 名、J R 東日本が 3 名、新地町が 1 名の計 8 名で用地取得に取り組んでおり、用地測量等、地積図が完成している状況。

知事：

その他の事業の中で福島県がタッチしているのはどれか。

相双地方本部長：

道路整備、漁港整備などのインフラ整備である。

知事：

国道は県が中心で、復興住宅の井戸端は市がやっているのか。

相双地方本部長：

市でやっている。

知事：

これから、県は、復興住宅を造っていかなければならないのか。

相双地方本部：

はい。

知事：

局の中で、市町村担当は置いているのか。

相双地方本部長：

原子力被災地域については、各町村に駐在員を配置しているが、相馬市、新地町については配置していない。

知事：

駐在と連携を取っているのか。

相双地方本部長：

必要があれば、要請があれば、自分達が相談に応じたり、要望したりしている。

知事：

県が中心にやっている項目はどれか。

相双地方本部長：

水産業は水産課で、漁港は相馬港湾建設事務所（土木部）が進めている。

知事：

災害廃棄物の処理は、県はどういうふうに絡んでいるのか。

相双地方本部長：

新地町と相馬市が進んでおり、モデルになるということで、仮置場や焼却場の設置については、共同処理ができるよう進めてきた。

知事：

職員不足が課題か。

相双地方本部長：

相馬市、新地町は日頃交流している、全国の他市町村、首長のルートの中で応援をいただいているが、不足している状況。

いわき地方本部長：

「資料1」7ページ。

いわき市民の市内における避難は、津波被災等により8,526人。

いわき市民の市外への避難は7,700人であり、7,476人とほとんどが県外に避難していたが、現在は減少傾向にある。

他市町村からの避難者は、主に双葉郡から23,787人であり、依然として増加傾向にある。9月末現在では、前月と比較し306人増。

住宅の状況は、市内の応急仮設住宅3,332戸が完成。

災害公営住宅について、市営分は7地区、1,500戸整備予定で、そのうち1割が一戸建てを計画している。常磐地区関船町地内の住宅は本日起工式。25年度末には豊間・薄磯・沼之内・関船地内の4地区では362戸が入居可能となる予定。

県営分は記載のとおり。

災害廃棄物の処理状況について、総量は約70.2万トンで、大部分はリサイクルの形で処理する予定。9月末時点の処分済量は約25.2万トンで、進捗率約36%で、月当たりの処分量は3万トンに近づくなど処理速度は迅速化の傾向。焼却も9月19日より南部清掃センターでスタートし、26年3月末までに全て処理する予定。線量の高い飛灰の処分が課題。

津波被災地の復興に向けた取組として、沿岸部を18地区に分け、昨年7月から県・市共催の地区懇談会を30回開催。

「資料1」8ページ。

アンケート調査・地区住民がつくる復興協議会との意見交換等を実施し、各地区の個性を生かした土地利用方針を策定。今後は、当該利用方針に基づき、防災緑地等の整備を行う予定。来月初旬には、久ノ浜、関田の海岸堤部の起工式を予定。

小名浜港の復旧状況について、今度中に34バース中28バースが供用開始予定であり、25年度末までには全バース供用開始予定。特に荷役機械のガントリークレーンは、年内の供用開始を予定。

小名浜港背後地の土地区画整理事業が4月に事業認可され、現在、市とイオンで開発事業計画を策定中。また、小名浜魚市場や冷凍・冷蔵施設等の整備については、県漁連が主体となり復興交付金を活用して、平成25年の供用開始を目指す。にぎわい創出のための道路整備を予定。

除塩を迅速に行い、被災農地の大部分で平成23年度の作付けが可能となった。

津波の被害を受けた沿岸部の3地区においては、県営によるほ場整備事業を予定しており、今年度は調査及び計画策定を行う。平成25から27年度にかけて工事実施予定。

中小企業等復旧・復興支援事業は、当振興局で950件を受け付け、県全体の約4割となっており、中小企業等グループ補助金についても、355社で、県全体の約3割と、多くの中小企業等を支援。

いわき市漁協では、試験操業開始へ向け、開始時期は未定であるものの、その手順を示す工程表作成を検討。

復興に向け、「防災緑地等のハード面でのスピード感を持った整備」、「水産業、観光業等における風評被害対策」、「災害公営住宅整備、心のケアを含めた早急な生活再建へ向けた支援」が課題

知事：

津波被災地の復興に向けた取組みとして、県・市による地区懇談会を開催しているが、県に対する要望があるのか。

いわき地方本部長：

県の懇談会では、振興局と建設事務所、小名浜港建設事務所が出席した中では、堤防の高さ、道路の高さ、減災に対する考え方について説明を求められた。

知事：

そういう話は土木部に繋いでいるか。土木部は聞いているか。

土木部長：

聞いている。津波の高さについては、昨年度津波の高さを決めた時に、その前段として各地域の皆様方のご意見を聞き、国土交通省と協議をした。

知事：

現状復旧か。

土木部長：

現状復旧ではない。6.2mを1m上げて7.2mにした。

通常災害であれば、被災した前の高さまで復旧するのが災害復旧。今回の災害については、今回の東日本大震災に基づく津波を全部外力として押さえるまでにはいかない。相馬で20mの堤防を造るわけにはいかない。中央防災会議で数十年から百数十年に一度起こる、頻度の高い地震を外力としようということで、福島県の場合は明治三陸や三陸沖などの中央防災会議で決めた地震に基づく津波のシミュレーションで、海岸に押し寄せる高さを決め、それを防ぐ堤防の高さを決めた。

今回、6.2mの施設を7.2m、警戒区域になっている地域については8.7m、そこまでを現況施設から上げることは、通常災害復旧の制度の中で認められている。

知事：

ケースバイケースでやっているのか。

土木部長：

河川、海岸は相手が自然なので、自然をいかに確立評価して、外力として設定するかは大変難しい問題。川の場合は雨の確率評価、阿武隈川は200年に一度降る雨に対して安全な河道を造るとか、そういう評価をせざるを得ない。それに対して100%で抜げていくのは難しい。水は上流から下流にしか流れないので、宮城県の河口から順次100%で改修を進めて来て、福島市、郡山市に至るまで大変なので、下流の安全度に合うように、暫定的に改修を進めている。

知事：

それは国土交通省の防災会議で決めているのか。毎年予測しなければならないのか。

土木部長：

河川法に基づく基本方針、整備計画に基づいて施工されている。

知事：

何か国に言っておく必要があるか。

土木部長：

昨年の新潟・福島豪雨では、阿武隈川の乙字ヶ滝から上流区間が福島県管理区間だが、そこで一斉破堤が起き、そこを抜本的に改修するためには、下流の直轄区間の改修が進まないと、進められない。

知事：

新潟・福島豪雨は現況復旧か。

土木部長：

現況復旧の部分と、災害復旧ではなく推進費を充当し、堤防を上げた部分や、 $+\alpha$ で実施した部分もある。

知事：

会津の方はどうか。

土木部長：

会津の黒谷川は、災害関連、災害助成として、通常の災害復旧費だけではなく、別の事業費を加えている。河道としてのグレードアップをして、安全度を高めている。

(2) 本県の復興に向けた戦略的道路整備について

土木部長：

「資料2」 裏面

本県の道路整備は、「ふくしま道づくりプラン」に基づき進めているが、復興に向け、長期的、安定的な財源確保のもと、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらに東日本大震災、とりわけ原子力災害という特殊な状況からの復興を実現するためには、今後の避難者の帰還、環境再生、産業振興等の取組を支援するうえで、避難指示区域と周辺5都市とを結ぶ、黄色のエリアにおける小野富岡線などの幹線道路8路線の連携強化が不可欠。8路線は、北側から原町川俣線、ルート114、ルート349、ルート288、吉間田滝根線、小野富岡線、ルート399、小名浜道路。

8路線の整備を概ね10年間で概成するためには、総事業費約1,600億円と膨大であることから、財源とマンパワーの確保が大きな課題。そこで、福島復興再生特別措置法に基づく、避難解除等区域復興再生計画に必要な道路整備を位置付けること、国予算による本県に特化した枠の創設、国の直轄代行業への積極的な採択等について、国へ強く働きかけていくなど、本県の早期の復興に向けた戦略的道路整備に取り組んで行く。11月上旬には、知事を筆頭とし、関係省庁の大臣級へ緊急の要望を行う。

(3) 復旧・復興事業の進捗状況について

企画調整部長：「資料3-2」ふくしま復興のあゆみ

本県では復興計画に基づき、全県をあげて復興に取り組んでいるところ。ただ、復興に向けたあゆみについては、県民の皆様から、今どういう状況になっているのか非常に

分かりづらいという話もあり、知事から、できるだけ分かりやすい形で、見える形で示すことができないかという指示があった。

それを受けて、復興のあゆみをまとめてみたところ。これは本県の復興状況について、データ等を通してわかりやすく示したものだ。これを県のホームページに載せることで、県民の皆様にも常に分かりやすく見ていただけるようにしたい。

内容は、グラフ等を使いながら、今復興がどういう状況になっているかということ、分野別に分かりやすく示したものだ。今回、第1回目として示したもので、さらに工夫を重ねてデータを更新していく。

県民の皆様からは、更に詳細なデータで分かりやすく示してほしいという声もあるので、各部局において、この「ふくしま復興のあゆみ」と各部局のデータ等を合わせながら、県民の皆様に分かりやすく情報発信できるように、更に取組をお願いしたい。

内堀副知事：

いわきと相双の説明の中で、写真で前と後というのが非常に分かりやすかった。ホームページに載せる時に、前と後がどう変わったか、象徴的なものを載せて、時点時点で変えていくと、より分かりやすく伝わるので、そういう工夫も考えてもらいたい。

知事：

5年後、10年後のシミュレーションが、内堀副知事から話があった写真のように見てすぐわかるような形で示すように。

内堀副知事：

浮体式洋上風力、環境創造センター、医大の拠点の関係などは既に図柄が出てきているので、今後このようなものができますよというのが分かりやすい。子育て担当理事の子ども遊び場があるが、あちこちに出来ているので、実際の写真を入れて、今までなかったものが、この一年でこれだけ各地にできたということを見せると分かりやすいので、これをベースにして、工夫の仕方はいろいろとあるので、考えてほしい。

企画調整部長：

承知した。

(4) 環境創造センターの基本構想について

生活環境部長：

「資料3-3-1」「環境創造センター（仮称）基本構想について」により説明

施設の概要として、4つの機能を合わせ持つA施設は三春町の田村西部工業団地、周辺区域のモニタリングと安全監視を主とした機能を担うB施設は、南相馬市の萱浜ニュースポーツ広場にそれぞれ立地を決定。

整備スケジュールは、基本構想に基づいて、設計業務の委託先の選定作業に入る。このための委員会を立ち上げ、1月の下旬には選定を終え、基本設計、実施設計の契約を締結する予定。基本設計、実施設計を順次仕上げ、来年の10月には一部の施設の工事請負契約の締結予定。27年度中にはB施設とA施設の一部をそれぞれ開所、運用開始したい。

整備費用は、概算で、整備費（建設費）と10年間分の運営経費を合計して、約200億円を見込む。これに用地取得費が別途上乘せされてくる状況。

今後は、JAEA、国環研との連携を図っていく必要があり、IAEAの誘致を図り、さらに取組を進めていく。

課題としては、整備費用について、現在国の措置済みが80億円であり、現在環境省が概算要求しているが、政府の予算編成過程において、本県の実情を踏まえ、さらに上乘せして措置してもらうよう働きかけを強めていく必要がある。県だけではなく、複数の国内外の拠点が、一緒にここで研究活動することになるので、効果的、効率的な運営を検討していく必要がある。年内には、有識者からなる協議の場を設置し、運営体制の在り方などについて、検討を深めていく。

(4) 復興・再生に向けた工業団地整備の基本方針（概要）について

商工労働部長：

福島産業復興企業立地補助金は、これまで知事を先頭にあらゆる機会を通じて国に要望してきたが、先週26日の会議において、予算増額の決定があった。今後、国との協議、企業の内容を確認したうえで、できる限り早く補助企業の指定作業を進める。一部の大規模な投資をした企業、20%の留保をお願いした企業には、補助金の効率的な運用に協力を依頼。各企業には、国とともに丁寧に説明し、理解を得たい。

「資料3-4-1」「復興・再生に向けた工業団地整備の基本方針（概要）」により説明

本県では、原発事故による避難区域の設定等により、現在多くの工業団地を喪失しており、産業復興を進めるうえで企業立地の受け皿となる工業団地の整備が必要。

企業誘致立地企業振興対策本部のもとに設置したワーキンググループにおいて、昨年国が調査した6箇所の候補地について検討し、その結果を踏まえ、基本方針に取りまとめた。

工業団地整備の基本方針として、今後とも、県と市町村が一体となった誘致体制の強化を図っていく。復興に向けた喫緊の対応として県で整備を検討していくのは、四倉中核工業団地第2期分とした。郡山西部第一工業団地、二本松市高平地区、南相馬市萱浜地区については、団地整備に係る利子補給金や開発関連法規制に関する全庁的な連携による手続きの迅速化等により支援する。川俣西部工業団地、矢吹堰ノ上地区については、事業化に向け、オーダーメイドや事業費の節減方策などの諸課題について検討していく。

なお、いわき四倉中核工業団地については、県と中小機構との共同事業として、一部分譲中だが、福島復興再生特別措置法で定められた重点推進計画を策定し、国の認可を受ければ無償譲渡が受けられるので、体制を整えていく。

(5) 知事発言（結び）

それぞれ現地の方から、そして県本部の方から、今後計画している復旧・復興についての話があった。県議会の中でも、なかなか県の取組が見えないと言われており、しかし、話をちゃんと聞いてみると、しっかりその地域で、市町村、国と二人三脚でやっている。それぞれの振興局長からもそういう話があった。

大事なことは、市町村と密着連携しながら、現場の声をしっかりと受け止め、それを県庁に上げてきて、その後二人三脚で取組、それを形にして、しっかりと県民に周知してもらう。これが県民の一つの安心に繋がることになる。一層皆さんで連携をとりつつ、自分の仕事は自分の仕事ということで、しっかりタイアップしてもらいたい。

(内堀副知事)

以上で、東日本大震災復旧・復興本部会議を終了します。